

一時的な水質や水量の変動に係るリスク分担について

1. 現在のスキーム

- 水道用水供給事業および工業用水道事業において、原水水質が恒常的に悪化した場合の対応については、県は追加の施設整備によって運営権者に生じた増加費用を補償することとしている。
- また、予測困難な事業環境の変化に対しては、運営権者収受額の定期改定において協議を申し入れることができる。

実施契約書（案） 第55条第3項抜粋（運営権者収受額の定期改定）

定期改定時において、県及び運営権者は、本契約締結時点で予測困難な事業環境の変化により、月次運営権者収受額を改定する必要があると合理的に認める場合、相手方に対し、月次運営権者収受額の改定について協議を申し入れることができる。

実施契約書（案） 第59条第1項第3号（水量又は水質の変動）

①本事業開始日以前における県又は県の委託を受けた水道用水供給事業若しくは工業用水道事業に係る受託者による運転管理の実績に照らしても対処できない程度に原水水質が恒常的に悪化した場合であり、かつ、②運営権者の専門的な技術及び経験並びに運営権設定対象施設の処理能力を最大限活かした運転管理によっても当該原水水質の恒常的な悪化に対処できないと認められる場合において、当該原水水質の恒常的な悪化に起因して、運営権設定対象施設について追加の施設整備が必要であると県が認めたときは、県は、当該追加の施設整備によって運営権者に生じた増加費用を補償するものとする。

2. 競争的対話等における意見や要望

- 原水においてカビ臭が高まった場合に使用される活性炭に関して、一時的な事象であっても、対策費用が高額に及ぶ場合には、協議により県の補償等が受けられるようにしてほしい。
- また、原水のカビ臭以外においても、提案時点で予見できない一時的な事象により、対策費用や運転経費等が高騰する場合には、活性炭と同様に、協議により県の補償等が受けられるようにしてほしい。

3. 検討結果

一時的な水質・水量の変化であっても、対応に係る経費等が経営に与える影響が大きい場合には、協議により県の補償等が受けられるよう、実施契約書の変更を検討しています。

協議による補償等の考え方（案）

- ▶ 県シミュレーションにおいて、活性炭を含む薬品費については、過去の傾向を踏まえ平成30年度の実績額をベースに計上している。（使用水量見込みに応じて各年で設定）
- ▶ 協議を行う前提として、活性炭をはじめ薬品注入の必要性（必要量）を運営権者が立証。
- ▶ 毎年の使用量を管理し、県シミュレーションに対する使用実績の出入りを相殺した上で、超過分に係る費用を対象とする。
- ▶ 活性炭以外の事象（初めて生じた事象）に対しては、予め県と運営権者で協議した上で実施した対策に係る費用を対象とする。
- ▶ 活性炭使用量が県シミュレーションを大きく超えた場合の他、料金の定期改定時（5年毎）に使用実績を確認し、協議を行うか決定します。

別 図

○麓山浄水場

順位	年度	使用時期	合計活性炭使用量(kg)
1位	H27年度	7-1月	125,640
2位	H26年度	8-10月	79,560
3位	H23年度	7-9月	17,640
4位	H30年度	7-8月	13,680
5位	H22年度	8月	12,360
6位	H12年度	8-9月	10,440
7位	H14年度	9-10月	9,000
8位	H13年度	7月,9-10月	7,200
9位	H29年度	7月	6,898
10位	H24年度	8-9月	6,840
11位	H28年度	6-7月	6,422
12位	H15年度	10-11月	3,600
使用年平均			24,940
3年平均			9,000
5年平均			46,440
10年平均			26,904
20年平均			14,964

○中峰浄水場

順位	年度	使用時期	合計活性炭使用量(kg)
1位	H30年度	4-5月	4,320
2位	H23年度	11月	720
3位	H13年度	8月	600
使用年平均			1,880
20年平均			282

○南部山浄水場

順位	年度	使用時期	合計活性炭使用量(kg)
1位	H28年度	9-10月	41,500

トリクロロ酢酸対策として

